

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十一厚生省告示第111号) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
I 指定施設サービス等に要する費用の額は、別表指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定するものとする。	I 指定施設サービス等に要する費用の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。 イ 別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定される費用の額 ロ 別表第一食事の提供に要する費用の額の算定表により算定される費用の額
II 指定施設サービス等に要する費用(別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)として算定される費用及び介護療養施設サービスに係る特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。	II 前号イに掲げる費用(別表第一中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)として算定される費用及び介護療養施設サービスに係る特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表第一に定める単位数を乗じて算定するものとする。 III (略)
III (略)	

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十一厚生省告示第111号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費(1日につき) (一) 介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 577単位 ii 要介護2 648単位 iii 要介護3 718卖位 iv 要介護4 789卖位 v 要介護5 859卖位 b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 659卖位 ii 要介護2 730卖位 iii 要介護3 800卖位 iv 要介護4 871卖位 v 要介護5 941卖位 (二) 小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 741卖位 ii 要介護2 808卖位 iii 要介護3 876卖位 iv 要介護4 943卖位 v 要介護5 1,010卖位	別表第一 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費(1日につき) (一) 介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 677卖位 ii 要介護2 748卖位 iii 要介護3 818卖位 iv 要介護4 889卖位 v 要介護5 959卖位 b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 601卖位 ii 要介護2 656卖位 iii 要介護3 711卖位 iv 要介護4 766卖位 v 要介護5 821卖位 c 介護福祉施設サービス費(III) i 要介護1 554卖位 ii 要介護2 599卖位 iii 要介護3 645卖位 iv 要介護4 691卖位 v 要介護5 736卖位 (二) 小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 841卖位 ii 要介護2 908卖位 iii 要介護3 976卖位 iv 要介護4 1,043卖位 v 要介護5 1,110卖位

b	小規模介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護1	823単位
ii	要介護2	890単位
iii	要介護3	958単位
iv	要介護4	1,025単位
v	要介護5	1,092単位

(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護1	577単位
ii	要介護2又は要介護3	687単位
iii	要介護4又は要介護5	824単位
b	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護1	659単位
ii	要介護2又は要介護3	769単位
iii	要介護4又は要介護5	906単位

(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護1	741単位
ii	要介護2又は要介護3	845単位
iii	要介護4又は要介護5	976単位
b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護1	823単位
ii	要介護2又は要介護3	927単位
iii	要介護4又は要介護5	1,058単位

b	小規模介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護1	722単位
ii	要介護2	770単位
iii	要介護3	819単位
iv	要介護4	867単位
v	要介護5	915単位

c	小規模介護福祉施設サービス費(III)	
i	要介護1	670単位
ii	要介護2	710単位
iii	要介護3	750単位
iv	要介護4	790単位
v	要介護5	830単位

(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護状態以外又は要介護1	677単位
ii	要介護2又は要介護3	787単位
iii	要介護4又は要介護5	924単位
b	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護状態以外又は要介護1	601単位
ii	要介護2又は要介護3	686単位
iii	要介護4又は要介護5	793単位

c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)

i	要介護状態以外又は要介護1	554単位
ii	要介護2又は要介護3	624単位
iii	要介護4又は要介護5	713単位

(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護状態以外又は要介護1	841単位
ii	要介護2又は要介護3	945単位
iii	要介護4又は要介護5	1,076単位
b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護状態以外又は要介護1	723単位
ii	要介護2又は要介護3	927単位
iii	要介護4又は要介護5	1,058単位

- 2 -

□ ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費

a	ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護1	641単位
ii	要介護2	688単位
iii	要介護3	736単位
iv	要介護4	784単位
v	要介護5	831単位
b	ユニット型介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護1	641単位
ii	要介護2	688単位
iii	要介護3	736単位
iv	要介護4	784単位
v	要介護5	831単位

(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)	
i	要介護1	698単位
ii	要介護2	765単位
iii	要介護3	833単位
iv	要介護4	900単位
v	要介護5	967単位
b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)	
i	要介護1	698単位
ii	要介護2	765単位
iii	要介護3	833単位
iv	要介護4	900単位
v	要介護5	967単位

(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費

c	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i	要介護状態以外又は要介護1	670単位
ii	要介護2又は要介護3	732単位
iii	要介護4又は要介護5	810単位

□ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス

(1) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費

a	要介護1	784単位
b	要介護2	831単位
c	要介護3	879単位
d	要介護4	927単位
e	要介護5	974単位

(二) 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費

a	要介護1	841単位
b	要介護2	908単位
c	要介護3	976単位
d	要介護4	1,043単位
e	要介護5	1,110単位

(2) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービ

支費

a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護1	641単位
ii 要介護2又は要介護3	715単位
iii 要介護4又は要介護5	807単位

b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護1	641単位
ii 要介護2又は要介護3	715単位
iii 要介護4又は要介護5	807単位

(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護1	698単位
ii 要介護2又は要介護3	802単位
iii 要介護4又は要介護5	933単位

b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護1	698単位
ii 要介護2又は要介護3	802単位
iii 要介護4又は要介護5	933単位

注1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123号)以下「法」という。)第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。)に対して行われるもの)を行った場合に、当該施設で行われるものと除く。)を行った場合に、当該施設

a 要介護状態以外又は要介護1	784単位
b 要介護2又は要介護3	858単位
c 要介護4又は要介護5	950単位

(二) 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a 要介護状態以外又は要介護1	841単位
b 要介護2又は要介護3	945単位
c 要介護4又は要介護5	1,076単位

注1 イ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123号)以下「法」という。)第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。)に対して行われるもの及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。)を行った場合に、当該施設

- 4 -

基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護支援専門員(法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護支援専門員(法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるものに限り、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるものに除き、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位

数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

4 口(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるもの及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

5 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注4及び注6において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注4及び注6において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4~6 (略)

6~8 (略)

- 6 -

9 口については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設として都道府県知事に届け出たものにおいて、所得の状況その他の事情をしん酌して別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入所者の基準に係る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 加算1	33単位
ロ 加算2	66単位

10 (略)

7 (略)

8 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

9 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

ハ・ニ (略)

ホ 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|------|
| (1) 管理栄養士配置加算 | 12単位 |
| (2) 栄養士配置加算 | 10単位 |

注1 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (2)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

ヘ 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていようとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であること。

ハ・ニ (略)

ト 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として別に厚生労働大臣が定める場合を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として別に厚生労働大臣が定める場合を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

口 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 要介護1	702単位
(二) 要介護2	751単位
(三) 要介護3	804単位
(四) 要介護4	858単位
(五) 要介護5	911単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 要介護1	801単位
(二) 要介護2	850単位
(三) 要介護3	903単位
(四) 要介護4	957単位
(五) 要介護5	1,010単位

ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)

(一) 要介護1	689単位
(二) 要介護2	738単位
(三) 要介護3	791単位
(四) 要介護4	845単位
(五) 要介護5	898単位

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(II)

(一) 要介護1	689単位
(二) 要介護2	738単位
(三) 要介護3	791単位
(四) 要介護4	845単位
(五) 要介護5	898単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつて別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サー

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 要介護1	819単位
(二) 要介護2	868単位
(三) 要介護3	921単位
(四) 要介護4	975単位
(五) 要介護5	1,028単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 要介護1	725単位
(二) 要介護2	767単位
(三) 要介護3	809単位
(四) 要介護4	851単位
(五) 要介護5	893単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつて別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サー

- 10 -

ビスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2～4 (略)

5 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費(II)を算定する。

6 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者

ハ～本 (略)

ヘ 栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算	12単位
(2) 栄養士配置加算	10単位

注1 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤

ビスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2～4 (略)

ロ～ニ (略)

の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (2)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

ト 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であること。

チ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められたものについて、食事の継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、食事の継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において行われていること。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1

671単位

-93-

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護1

820単位